

酒田市立小学校及び中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

酒田市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	4
3	計画の期間	5
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5	関連する取組、今後のフォローアップ について	9

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、教育目標の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的とし、教育職員が、専門性を最大限に発揮して、いきいきと児童生徒の教育に邁進できるような勤務状況に改善するために、地方公務員法、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、文部科学大臣の指針及び山形県公立学校における働き方改革プランに基づき策定するものである。

酒田市教育目標で掲げる「学び合い ともに生きる 公益のまち酒田の人づくり」、目指す人間像で掲げる「自律する人」「自他を尊重する人」「創造する人」を実現するには、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

働き方改革とは、勤務時間を削減することだけを目的にするのではなく、教育職員に限られた時間の中で最大の成果を出すために、業務の「精選」と「効率化」を推進し、本来担うべき業務に注力できる時間を創出することである。

酒田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、酒田市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本市の現状

本市では、山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅱ期・令和5～7年度）で示された目標を踏まえ、令和5年12月5日に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

〈山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅱ期・令和5～7年度）〉

第Ⅱ期の目標

- ① 半期における時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教員数0人を目指す。
- ② 年間における時間外在校等時間の月平均が45時間を超える教員数0人を目指す。

教育委員会は、これまで、時間外在校等時間集計システムを導入し勤務時間管理の徹底を図ったほか、校務支援システムを導入するなど ICT 環境を整えることによる業務の適正化や休日部活動の地域展開など、様々な取組を実施した。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

項 目	小学校	中学校
○複数月平均の超過勤務時間が80時間を超える教員数（人） ※過労死の危険性が高まるライン	1	3
○年間における月平均の超過勤務時間が45時間を超える教員数（人）	40	60

時間外在校等時間が45時間を超える割合が、小学校では約12%、中学校では約33%であった。授業準備や教材研究、校務分掌、部活動などの業務の負担感が大きくなっている。教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

校種	項 目	令和6年度	令和7年度 ※令和8年2月現在
小学校	超過勤務時間が100時間を超える教員数（人）	1	0
	超過勤務時間が80～100時間の教員数（人）	21	7
中学校	超過勤務時間が100時間を超える教員数（人）	9	4
	超過勤務時間が80～100時間の教員数（人）	47	25

令和7年度（令和8年2月現在）の時間外在校等時間の状況については、80時間を超えている人数（延べ人数）は小学校で7人、中学校で29人であり、前年度の小学校22人、中学校56人に比べ、超過勤務時間が縮減に向かっている。

【令和7年度のストレスチェックの状況】

項 目	令和7年度	
	ストレスチェックの実施率（％）	小学校
中学校		79.8
全 体		81.1
高ストレス者の割合（％）	4.8	
「働きがいがある」の値 ※ 全国平均のスコアを基準（50）とした結果	58.9	

【令和7年度の精密検査の受診率の状況】

項 目	令和7年度 ※令和8年1月現在	
	○健康診断時における要精密検査該当者の精密検査の受診率（％）	小学校
中学校		93.3
全 体		84.8

学校教育の質の確保及び教育職員の心身の健康保持は、本市の教育施策の基盤である。こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき、酒田市立小学校及び中学校に勤務する教職職員の業務量管理及び健康確保のために本計画を策定するものである。

2 目 標

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる環境の実現を目指すため、本計画において達成すべき目標は、以下のとおりとする。

(1) 「働きやすさ」に関する目標（時間外在校等時間）

- ① 令和8年度末までに、1か月の超過勤務時間が80時間を超える教員数を0人とする。
- ② 令和9年度末までに、年間における月平均の超過勤務時間が45時間を超える教員数を令和6年度比で50%削減する。
- ③ 令和10年度末までに、年間における月平均の超過勤務時間が45時間を超える教員数を0人とする。

- ④ 令和11年度末までに、月における超過勤務時間が45時間を超える教員数を0人とする。
- ⑤ 令和11年度末までに、年間における月平均の超過勤務時間の平均時間を30時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・インテグレーション^{※1}や「働きがい」等に関する目標

- ① ストレスチェックについて
 - ア 実施率を、計画期間内すべてにおいて100%とする。
 - イ 高ストレス者の割合を、計画期間内すべてにおいて10%以下にする。
 - ウ 「働きがい」に関する値を、前年度と比較して向上させる。
- ② 要精密検査該当者の精密検査受診率について
 - ア 計画期間内すべてにおいて100%とする。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

〈方針〉

- 本計画を、学校評議員会等で共有し理解を得るとともに、望ましい学校運営の在り方について一緒に考えていけるよう働きかける。
- 管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化、「学校ボランティア」の募集等、学校に勤務する教育職員の業務量を適正化し、勤務時間内に授業準備と生徒指導に専念できる体制を確立する。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」^{※2}を踏まえた業務の見直し

※1 「ワーク・ライフ・インテグレーション」：仕事（ワーク）と私生活（ライフ）を対立するものとして分けるのではなく、両者を統合させて双方を充実させることを目指す考え方。

※2 「学校と教師の業務の3分類」：教師が「教師でなければならない業務」に専念できる環境を作ることを目的とし、文部科学省が学校の働き方改革を進めるために、これまで教師が担ってきた業務を「誰が担うべきか」という観点で整理したもの。(P.11 参照)
以下3観点に分類される。
① 学校以外が担うべき業務
② 教師以外が積極的に参画すべき業務
③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・ 子どもたちが安心して安全に学校生活を送ることができるよう、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察やスクールガードリーダー、青少年指導センター指導委員が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ・ 教育委員会事務局や警察、児童相談所等と、気になる児童生徒の情報共有を図るなど外部機関との連携を積極的に行う。

ウ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)

- ・ 学校徴収金の処理について、現金徴収から口座振替へ変更するとともに、インターネットバンキングの活用を推進する。
- ・ 事務連携・共同実施を進め、各校の事務職員が連携して処理を行うことで効率化を図り、全体の業務負担の軽減につなげる。

エ スクール・コミュニティの推進(「3分類」④関係)

- ・ 中学校区ごとスクール・コミュニティを推進し、学校と地域が日常的に関われる関係を築く。地域の力を学校運営に積極的に活用することで、授業づくりや児童生徒に向き合える時間が増え、教師の心理的な負担軽減につなげる。

オ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・ スーパーバイザーとして医師や大学講師に依頼し、相談専門員やスクールソーシャルワーカーが助言を得ることで適切な支援へつなげるとともに、専門家を活用できる体制をさらに整備する。
- ・ 令和8年度に、酒田市教育相談室(以下「教育相談室」という。)の機能を拡充し、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・ 学校事務体制の強化のため、共同学校事務室の整備について検討する。

イ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 学校プールの管理業務について、市内体育施設の活用や外部委託の可能性等、教育委員会において検討する。

ウ 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・ 職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境の整備を進め、職員玄関のオートロック化の導入などを検討する。

エ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・ 学校の職員等の輪番制や学校ボランティア等の参画により、特定の教職員に負担が偏らないような体制づくりを推進する。

オ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 令和8年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、令和10年度までに活動時間等の適正化を図り、条件が整っている地域クラブについては、無理のない範囲で活動を展開する。

③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を積極的に活用する。

イ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・ 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員との協働を促進する。

ウ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑩関係）

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談専門員等の生徒指導関係の校内会議への参加を進め、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育相談室の機能を拡充して、保護者や児童生徒、学校がより気軽に相談できる窓口を設置し、教職員がより児童生徒への指導や支援に注力できる体制を構築する。
- ・ 医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携を図り、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 教育支援員、医療的ケア看護職員等、学校の実情を考慮し、適正に配置し、勤務時間の削減や業務負担の軽減につなげる。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ② 授業内容を絡めながら、特別活動の内容及び時数を見直すなど、カリキュラム・マネジメントを推進する。
- ③ 業務の持ち帰りは行わないことを原則とし、勤務時間内に授業準備等のための時間を確保できるような体制づくりを推進する。持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める。
- ④ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ⑤ ICTを活用し、各教員が作成している有効な教材等の蓄積と共有を進め、教材作成の際に参考にできるようにしながら、教材研究等の時間を削減する。
- ⑥ ICTを活用し、児童生徒に関する情報を随時更新し、全ての教員がいつでも最新の情報を確認できるようにする。併せて、配慮が必要な児童生徒に対し、複数の教師が目配りできるよう、また、早期に問題等を解決できるよう、日常的に情報を共有できるようにする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 3か月連続で1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を推進する。その際、勤務時間の短縮措置、代替配置、健康フォロー及び見直し期日等を明示する。
- ② 教育委員会は時間外在校等時間を月ごとに集計する。実態を考慮しながら、適宜、進捗状況を学校長にフィードバックする。
- ③ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ④ ストレスチェックを実施し、ハイリスク者に対しては産業医による面談を受診できる旨を周知する。また、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ⑤ 心身の健康問題についての相談窓口を周知する。
- ⑥ 学校は健康診断結果に基づき要精密検査該当者の受診勧奨及び受診支援を実施する。要精密検査該当者は教育委員会又は学校の支援により3か月以内の受診を目標とする。
- ⑦ 年次有給休暇についてまとまった日数を取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ⑧ リフレッシュ特休については、対象年度内に取得できるよう、所属職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めるとともに、年度始めに計画を立てることを学校に働きかける。


5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握する。
- (2) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (3) 取組の着実な実行を図るため、教育委員会が各学校の教育職員の在校等時間の状況を確認し、総合教育会議において報告することとする。
- (4) 関係部局・関係機関との連携を図り、教育支援員や医療・福祉に関する専門スタッフ等、人材の確保に努める。

- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者の理解を一層深めるため、リーフレット等を作成し、働き方改革が「子どもたちによりよい教育環境を提供するため」のものであることを、具体的に伝えていく。また、学校評議員会等の仕組みを最大限活用し、学校運営に保護者や地域の方々が参画する中で、働き方改革の現状と課題を共有する体制を構築していく。

学校と教師の業務の3分類

教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐために取組を推進していきまます。

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<p>① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）</p> <p>④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等学校では対応が困難な事案への対応</p> <p>※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築</p> 	<p>⑥ 調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施</p> <p>⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画</p> <p>⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討</p> <p>⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討</p> <p>⑩ 校舎の開錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進</p> <p>⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や、輪番等を促進</p> <p>⑫ 校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進</p> <p>⑬ 部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進</p> <p>※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画</p>	<p>⑭ 給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応</p> <p>⑮ 授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進</p> <p>⑯ 学習評価や成績処理 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進</p> <p>⑰ 学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討</p> <p>⑱ 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進</p> <p>⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進</p>

教育活動を充実させるためにどんな取り組みができるか、学校・保護者・地域のみならず一緒に考えていきましょう！